

藤沢市地域防災計画

本 編

藤 沢 市 防 災 会 議

藤沢市地域防災計画〔本編〕追録加除一覧表

番号	内容現在	加除整理	備考
原本	平成 25 年度修正		
N0 1 号	平成 26 年 3 月 20 日	年 月 日	平成 25 年度第 2 回藤沢市 防災会議による修正
N0 2 号	平成 27 年 3 月 20 日	年 月 日	平成 26 年度第 1 回藤沢市 防災会議による修正（本 編全部差し替え）
N0 3 号	平成 28 年 4 月 27 日	年 月 日	平成 28 年度第 1 回藤沢市 防災会議による修正（本 編全部差し替え）
N0 4 号	平成 29 年 7 月 25 日	年 月 日	平成 29 年度第 1 回藤沢市 防災会議による修正（本 編全部差し替え）
N0 5 号	令和 3 年 10 月 13 日	年 月 日	令和 3 年度第 1 回藤沢市 防災会議による修正（本 編全部差し替え）
N0 6 号	令和 5 年 1 月 31 日	年 月 日	令和 4 年度第 1 回藤沢市 防災会議による修正（本 編全部差し替え）
N0 7 号	令和 6 年 1 月 29 日	年 月 日	令和 5 年度第 1 回藤沢市 防災会議による修正（本 編全部差し替え）
N0 8 号	令和 7 年 1 月 30 日	年 月 日	令和 6 年度第 1 回藤沢市 防災会議による修正（本 編全部差し替え）
N0 9 号	年 月 日	年 月 日	
N0 10 号	年 月 日	年 月 日	
N0 11 号	年 月 日	年 月 日	
N0 12 号	年 月 日	年 月 日	

番号	内容現在	加除整理	備考
N0 13 号	年 月 日	年 月 日	
N0 14 号	年 月 日	年 月 日	
N0 15 号	年 月 日	年 月 日	

目次

序論

第1部 総則	1
第1章 計画の方針	1
第1節 計画の目的	1
第2節 計画の構成と位置づけ	1
第3節 背景と新たな視点	4
第2章 計画の進行管理	7
第1節 計画の推進	7
第2節 計画の習熟	7
第3節 計画の修正	7
第3章 地域防災計画の推進主体とその役割	8
第1節 計画の進め方	8
第2節 防災関係機関の責務	9
第3節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	10
第4節 市民の役割	17
第5節 企業の役割	18
第6節 災害救援ボランティアの役割	18
第4章 藤沢市の概要	19
第1節 自然的条件	19
第2節 社会的条件	20
第5章 藤沢市の過去の災害状況	24
第1節 地震津波災害について	24
第2節 風水害等災害について	24
第3節 都市災害について	25
第2部 防災体制の充実・強化	26
第1章 組織体制の充実・強化	26
第1節 災害対策本部の組織体制の充実	26
第2節 災害対策本部組織の充実	26
第3節 地区防災拠点本部の充実	29
第4節 災害対策本部会議等	29
第5節 災害対策本部各指揮本部等の所掌事務	33

第6節 災害対策における従事職員の指名	37
第7節 職員の配備・動員	39
第8節 災害対策本部の代替機能の整備等	42
第9節 業務継続体制の確保	42
第2章 情報の収集・伝達体制の整備	44
第1節 災害時の情報収集体制の整備・強化	44
第2節 情報提供ツールの整備・強化	45
第3節 情報の共有	46
第3章 救助・救急、消火活動体制の充実	49
第1節 救助・救急、消火活動体制の整備	49
第2節 広域応援体制の強化	50
第4章 医療救護計画	51
第1節 医療救護活動体制の確立	51
第2節 関係機関の役割	53
第3節 医療情報の収集・提供	54
第4節 医薬品等の確保	55
第5節 ライフラインの確保	55
第6節 広域医療搬送計画	55
第5章 自主防災活動による地域防災力の充実	57
第1節 自主防災活動の習熟	57
第2節 自主防災組織の育成・支援	57
第3節 自主防災組織と地域の関わり	58
第4節 自主防災組織と防災リーダーの関わり	58
第5節 企業等の防災体制の確立	58
第6節 地区防災計画	58
第6章 防災知識の普及	60
第1節 市民等への防災知識の普及	60
第2節 学校・社会福祉施設における防災教育の推進	63
第3節 企業等の防災体制の確立等	63
第4節 防災関係機関が実施する啓発	63
第5節 災害時医療の普及啓発・技術の習得	63
第6節 市職員に対する防災教育	63
第7章 防災訓練の実施	65
第1節 災害時に期待される役割・行動	65
第2節 防災訓練	65
第8章 防災制度の充実・強化	68
第1節 災害の歴史に学ぶ	68

第2節 復興の視点について	69
第3節 総合的な取り組みについて.....	70

各論Ⅰ 地震災害対策計画

第1部 総則.....	71
第1章 計画の方針	71
第1節 計画の目的	71
第2節 計画の構成と位置づけ	71
第3節 計画への新たな視点	71
第2章 被害想定	76
第1節 地震被害の想定	76
第2節 津波被害の想定	78
第3節 想定される被害状況	80
第2部 災害予防対策計画（都市の安全性の向上）	88
第1章 都市防災化計画	89
第1節 都市計画の推進	89
第2節 都市施設整備の推進	92
第3節 ライフラインの整備	97
第4節 建築物耐震化の推進	101
第5節 崖崩れ災害等予防対策の推進	103
第6節 液状化予防対策の推進	106
第2章 防災施設等整備計画	109
第1節 公共施設の安全化・防災機能の強化	109
第2節 空地管理計画	110
第3節 消防体制の整備	112
第4節 防災備蓄倉庫及び防災資機材の整備	114
第3章 危険物等災害予防計画	115
第4章 津波災害予防の推進	117
第5章 地区防災計画の推進	122
第1節 江の島防災計画	122
第3部 災害時応急活動事前対策計画.....	127
第1章 災害対策本部組織体制の充実	128

第1節 災害対策本部の組織体制の充実	128
第2節 災害対策本部の設置・運営	128
第3節 災害対策本部各指揮本部の所掌事務	128
第4節 職員の配備・動員	128
第5節 災害対策本部の代替機能の整備等	128
第6節 業務継続体制の確保	128
第2章 情報の収集・伝達体制の整備	130
第3章 救助・救急、消火活動体制の充実	132
第4章 医療救護計画	135
第5章 警備等対策計画	137
第6章 避難対策計画	139
第7章 帰宅困難者対策計画	146
第8章 要配慮者対策計画	149
第9章 被災者救援対策計画	157
第10章 保健衛生、防疫、遺体の処置等に関する計画	159
第11章 文教対策計画	161
第1節 学校教育対策	161
第2節 生涯学習対策	163
第12章 緊急輸送計画	165
第13章 居住環境改善計画	168
第1節 建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定	168
第2節 応急仮設住宅建設対策	169
第3節 住宅の応急修理・障害物の除去対策	171
第14章 ライフラインの応急復旧対策計画	172
第15章 災害廃棄物等処理計画	175
第16章 広域応援体制計画	177
第17章 災害救援ボランティア活動の推進	179
第18章 要配慮者利用施設の名称及び所在地	181
第1節 津波災害警戒区域における要配慮者利用施設	181
第4部 災害時の応急活動計画	182
第1章 災害対策本部等の設置、運営	185
第1節 初動体制の確立	185
第2節 災害対策本部等の設置、運営	187
第3節 災害対策要員の確保	187

第4節 災害対策資源の確保と活用	188
第2章 災害時情報の収集・伝達	190
第1節 地震情報等の収集・伝達	190
第2節 被害情報の収集・伝達	191
第3節 災害広報の実施	192
第3章 救助・救急、消火活動	193
第1節 初動体制の確立	193
第2節 火災防ぎょ活動	195
第3節 救助・救急活動	195
第4節 行方不明者の捜索	196
第5節 通行禁止区域における措置命令等	197
第6節 消防応援要請	197
第4章 医療救護活動	199
第1節 医療救護体制の確立	199
第2節 医療情報の収集・提供	199
第3節 医薬品等の確保	199
第4節 ライフラインの確保	199
第5節 傷病者の搬送体制	199
第5章 警備等対策	200
第1節 陸上警備救助活動	200
第2節 海上警備救助活動	203
第6章 避難対策	205
第1節 避難指示等	205
第2節 避難場所の開設	208
第3節 他市町村への避難	209
第4節 地震災害の避難対策	209
第5節 ペット対策	211
第6節 男女双方の視点、ジェンダー平等に配慮した生活環境の確保	212
第7節 感染症対策	212
第7章 帰宅困難者対策	213
第1節 一斉帰宅者の発生の抑制	213
第2節 帰宅困難者への支援	213
第3節 徒歩帰宅者への支援	214
第4節 県への要請	214
第8章 要配慮者支援対策	215
第1節 災害発生時の支援	215
第9章 被災者救援対策	218

第1節 応急給水	218
第2節 食料供給	220
第3節 生活物資供給	222
第4節 救援物資の受入れ・配分	223
第10章 保健衛生、防疫、遺体の処置等に関する活動	225
第1節 保健衛生対策	225
第2節 防疫活動	225
第3節 遺体の処置（遺体安置所の開設）及び埋・火葬	226
第11章 文教対策	228
第1節 学校の応急措置	228
第2節 学校教育の再開	229
第3節 社会教育施設・生涯学習施設の応急措置	230
第12章 緊急輸送対策	232
第1節 緊急輸送道路及び緊急輸送等の確保対策	232
第2節 輸送拠点の確保	234
第3節 輸送手段の確保	234
第4節 障害物の除去	236
第13章 居住環境改善対策	238
第1節 建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定	238
第2節 応急仮設住宅	240
第3節 住宅の応急修理・障害物の除去	242
第14章 ライフラインの応急対策	244
第1節 情報交換・連携体制	244
第2節 下水道	244
第3節 上水道施設	246
第4節 電力施設	247
第5節 ガス施設	250
第6節 電気通信施設	254
第7節 鉄道施設	255
第15章 災害廃棄物等処理対策	262
第1節 災害廃棄物の処理に関する基本方針	262
第2節 災害廃棄物等処理体制の確立（情報収集・記録の開始、連絡体制の確保）	262
第3節 災害時トイレの利用及びし尿の処理	262
第4節 生活ごみの処理	264
第5節 がれきの処理	264
第16章 広域応援体制	267
第1節 広域応援要請	267

第2節 海外からの支援の受入れ	271
第17章 災害救援ボランティアの受入れ・支援活動	272
第1節 ボランティア活動支援拠点の設置	272
第2節 災害救援ボランティア活動の連携	273
第3節 災害救援ボランティアの受入れ	273
第4節 災害救援ボランティア支援団体の活動に対する支援	273
第18章 被災状況の調査、情報提供及び広聴活動等	274
第1節 被災者等への情報提供	274
第2節 被災家屋台帳の整備	274
第3節 被災者台帳の整備	275
第4節 罹災台帳の整備	277
第5節 罹災証明書の交付	277
第6節 広聴活動	277
第7節 物価の安定、物資の安定供給	278
第19章 災害救助法	279
第1節 災害救助法の適用	279
第2節 救助の内容	279
第3節 求償事務	279
第20章 二次災害の防止活動	280
第1節 水害・土砂災害対策	280
第2節 爆発等及び有害物質による二次災害対策	280
第3節 津波による二次災害対策	281
第21章 津波対策	282
第1節 津波警報等の受理伝達	282
第2節 津波災害の初動体制	285
第3節 津波災害の避難対策	287
第5部 災害復旧・復興対策計画	290
第1章 復旧・復興体制の整備	292
第1節 復旧と復興の考え方	292
第2節 人的資源の確保	293
第3節 震災復興に係る体制整備	293
第4節 財源の確保	294
第2章 災害復旧基本計画	298
第1節 復旧の基本方針	298
第2節 都市基盤施設等の復旧対策	299
第3節 生活安定対策	301
第4節 地域経済支援	305

第3章 震災復興基本計画	309
第1節 復興計画の検討	309
第2節 復興計画の策定	310
第3節 復興に関する補足調査	311
第4節 市街地復興	312
第5節 都市基盤施設等の復興対策	314
第6節 コミュニティの復興対策	315
第6部 東海地震に関する事前対策計画	316
第1章 計画の方針	318
第1節 東海地震に関する事前対策計画の目的	318
第2節 地震防災対策強化地域	318
第3節 東海地震に関する事前対策の体系	319
第4節 被害想定	320
第2章 予防対策	321
第1節 緊急整備事業	321
第2節 地震防災応急計画の作成	321
第3節 東海地震に関連する情報に関する知識の普及	321
第3章 警戒宣言発令時等の対策	322
第1節 東海地震に関する情報が発表された場合の対応	322
第2節 東海地震に関連する情報、警戒宣言の伝達	324
第3節 警戒活動体制	325
第4節 警戒宣言前の準備行動	327
第5節 広報対策	328
第6節 警戒宣言発令時の地震防災応急対策実施状況の報告	329
第7節 応受援に係る調整	329
第8節 事前避難対策	329
第9節 消防、津波対策	331
第10節 施設・設備等の点検及び緊急にとるべき措置	333
第11節 警備対策	334
第12節 交通対策	337
第13節 緊急輸送対策	339
第14節 鉄道・バス等公共輸送対策	341
第15節 駅前混乱防止対策	347
第16節 児童生徒の保護対策	349
第17節 医療機関、福祉施設の対策	351
第18節 不特定多数が出入りする施設の対策	352
第19節 生活関連施設対策	353

第 20 節 金融機関の措置	356
第 21 節 事業所等の措置	357
第 22 節 救援対策等	358
第 7 部 南海トラフ地震防災対策推進計画	359
第 1 章 総則	362
第 1 節 推進計画の目的	362
第 2 節 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱	362
第 2 章 関係者との連携協力の確保	363
第 1 節 資機材、人員等の配備手配	363
第 2 節 他機関に対する応援要請	363
第 3 節 帰宅困難者への対応	363
第 3 章 津波からの円滑な避難の確保に関する事項	364
第 1 節 津波に関する情報の伝達等	364
第 2 節 避難指示（緊急）の発令基準	364
第 3 節 避難対策等	364
第 4 節 消防機関等の活動	365
第 5 節 水道、電気、ガス、通信、放送関係	365
第 6 節 交通	366
第 7 節 市が自ら管理等を行う施設等に関する対策	368
第 4 章 時間差発生等における円滑な避難の確保等	370
第 1 節 南海トラフ沿いで観測され得る異常な現象	370
第 2 節 異常な現象に伴い発表される南海トラフ地震臨時情報	370
第 3 節 南海トラフ地震臨時情報の内容に応じた防災対応の考え方	371
第 4 節 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策にかかる措置	372
第 5 節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における災害応急対策にかかる措置	372
第 6 節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における災害応急対策にかかる措置	381
第 5 章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	383
第 6 章 防災訓練計画	384
第 7 章 地震防災上必要な教育・啓発及び広報に関する計画	385
第 8 章 津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項	386
第 8 部 被災地支援対策	387
第 1 章 被災地支援体制	388
第 1 節 職員の動員配備	388

第2節 災害支援本部の設置、運営	388
第3節 情報収集・伝達	389
第2章 被災地支援	390
第1節 救援物資の確保・搬送	390
第2節 義援金の受付け	390
第3節 職員の派遣	390
第3章 避難者の受入れ	391
第1節 避難者受入れに関する調整	391
第2節 指定避難所等への入居	391
第3節 短期的避難者の受入れ支援	392
第4節 中・長期的な避難者の受入れ支援	392
第5節 避難者の報告	392
第6節 避難者の生活支援及び情報提供	393

各論Ⅱ 風水害等対策計画

第1部 総則	394
第1章 計画の方針	394
第1節 計画の目的	394
第2節 計画の構成と位置づけ	394
第3節 計画への新たな視点	394
第2章 被害想定	397
第1節 被害予測	397
第2部 災害予防対策計画（災害に強いまちづくり）	399
第1章 計画的な土地利用と市街地整備の推進	400
第2章 流域治水対策	402
第3章 河川改修計画	404
第4章 公共下水道整備計画	405
第5章 高潮災害予防計画	407
第6章 崖崩れ災害等予防対策の推進	409
第7章 建築物の安全確保	410
第8章 ライフラインの安全対策	411

第3部 災害時応急活動事前対策計画	413
第1章 災害対策本部組織体制の充実	415
第1節 災害対策本部の組織体制の充実	415
第2節 災害対策本部の設置・運営	415
第3節 地区防災拠点本部	415
第4節 災害対策本部各指揮本部の所掌事務	415
第5節 職員の配備・動員	415
第6節 災害対策本部の代替機能の整備等	415
第7節 業務継続体制の確保	416
第2章 情報の収集・伝達体制の整備	417
第3章 タイムライン（防災行動計画）の作成	419
第4章 救助・救急活動体制の充実	420
第5章 医療救護計画	422
第6章 警備等対策計画	423
第7章 避難対策計画	424
第8章 要配慮者対策計画	429
第9章 被災者救援対策計画	432
第10章 保健衛生、防疫、遺体の処置等に関する計画	433
第11章 文教対策計画	434
第1節 学校教育対策	434
第2節 生涯学習対策	435
第12章 緊急輸送計画	436
第13章 ライフラインの応急復旧対策計画	437
第14章 災害廃棄物等処理計画	439
第15章 広域応援体制計画	440
第16章 風害に関する事前対策計画	441
第17章 雪害に関する事前対策計画	443
第18章 火山災害に関する事前対策計画	445
第19章 要配慮者利用施設の名称及び所在地	448
第1節 洪水浸水想定区域における要配慮者利用施設	448
第2節 土砂災害警戒区域における要配慮者利用施設	448
第3節 高潮浸水想定区域における要配慮者利用施設	449
第4部 災害時の応急活動計画	451
第1章 災害対策本部等の設置、運営	454

第1節 災害発生直前の対策	454
第2節 初動体制の確立	455
第3節 災害対策本部等の設置、運営	457
第4節 災害対策要員の確保	457
第5節 災害対策資源の確保と活用	457
第2章 災害時情報の収集・伝達	458
第1節 気象情報等の収集・伝達	458
第2節 被害情報の収集・伝達	468
第3節 災害広報の実施	468
第3章 救助・救急活動	469
第1節 応急体制	469
第2節 応急活動	469
第3節 行方不明者の搜索	473
第4節 通行禁止区域における措置命令等	473
第5節 消防応援要請	474
第4章 医療救護活動	475
第1節 医療救護活動体制の確立	475
第2節 医療情報の収集・提供	475
第3節 医薬品等の確保	475
第4節 ライフラインの確保	475
第5節 傷病者の搬送体制	475
第5章 警備等対策	476
第1節 陸上警備救助活動	476
第2節 海上警備救助活動	476
第6章 避難対策	477
第1節 避難情報	477
第2節 指定緊急避難場所（洪水・崖崩れ）の開設・運営・閉鎖	484
第3節 他市町村への避難	485
第4節 風水害対策の避難計画	485
第5節 帰宅困難者対策	487
第6節 応急仮設住宅	487
第7節 住宅の応急修理・障害物の除去	487
第8節 ペット対策	488
第9節 車両による避難	488
第10節 男女双方の視点、ジェンダー平等に配慮した生活環境の確保	488
第7章 要配慮者支援対策	489
第1節 災害発生時の支援体制	489

第 8 章 被災者救援対策	490
第 1 節 応急給水	490
第 2 節 食料供給	490
第 3 節 生活物資供給	490
第 4 節 救援物資の受入れ・配分	490
第 9 章 保健衛生、防疫、遺体の処置等に関する活動	491
第 1 節 保健衛生対策	491
第 2 節 防疫活動	491
第 3 節 遺体の処置（遺体安置所の開設）及び埋・火葬	491
第 10 章 文教対策	492
第 1 節 学校の応急措置	492
第 2 節 学校教育の再開	493
第 3 節 社会教育施設・生涯学習施設の応急措置	493
第 11 章 緊急輸送対策	494
第 1 節 緊急輸送道路及び緊急輸送等の確保対策	494
第 2 節 輸送拠点の確保	494
第 3 節 輸送手段の確保	494
第 4 節 障害物の除去	494
第 12 章 ライフラインの応急対策	495
第 1 節 情報交換・連携体制	495
第 2 節 下水道施設	495
第 3 節 上水道施設	495
第 4 節 電力施設	495
第 5 節 ガス施設	495
第 6 節 電気通信施設	496
第 13 章 災害廃棄物等処理対策	498
第 1 節 災害廃棄物の処理に関する基本方針	498
第 2 節 災害廃棄物等処理体制の確立（情報収集・記録の開始、連絡体制の確保）	498
第 3 節 し尿の処理	498
第 4 節 生活ごみの処理	498
第 5 節 がれきの処理	498
第 14 章 広域応援体制	499
第 1 節 広域応援要請	499
第 2 節 海外からの支援の受入れ	499
第 15 章 災害救援ボランティアの受入れ・支援活動	500
第 16 章 被災状況の調査、情報提供及び広聴活動等	501
第 17 章 災害救助法	502

第 18 章 二次災害の防止活動	503
第 1 節 崖崩れ等による二次災害対策	503
第 2 節 爆発等及び有害物質による二次災害対策	504
第 3 節 被災宅地危険度判定	504
第 19 章 水防対策	505
第 1 節 水防責任	505
第 2 節 監視警戒及び重要水防区域	505
第 3 節 取水堰、防潮門扉等	506
第 4 節 水防活動用の警報・注意報及び波浪警報の種類	506
第 5 節 水位周知河川等	507
第 20 章 風害対策	508
第 1 節 災害時情報の収集・伝達	508
第 2 節 活動体制の確立	508
第 3 節 応急活動の実施	509
第 21 章 雪害対策	512
第 1 節 災害時情報の収集・伝達	512
第 2 節 活動体制の確立	512
第 3 節 応急活動の実施	513
第 22 章 火山災害対策	515
第 1 節 災害時情報の収集・伝達	515
第 2 節 活動体制の確立	515
第 3 節 応急活動の実施	515
第 5 部 災害復旧・復興対策計画	518

各論Ⅲ 都市災害対策計画

第 1 部 総則	519
第 1 章 計画の方針	519
第 1 節 計画の目的	519
第 2 節 計画の構成と位置づけ	519
第 3 節 計画への新たな視点	520
第 2 章 被害想定	521
第 1 節 都市災害の要因及び危険性	521
第 2 節 藤沢市で予想される都市災害	525

第2部 災害時応急活動対策計画	526
第1章 災害対策本部組織体制の充実	527
第1節 災害対策本部組織体制の充実	527
第2節 災害対策本部等の設置、運営	528
第3節 災害対策要員の確保	528
第2章 災害時情報の収集・伝達と広聴体制の整備	529
第1節 災害情報等の収集・伝達	529
第2節 災害広報の実施	529
第3節 広聴活動	529
第3章 救助・救急、消火活動	530
第1節 応急体制	530
第2節 応急活動	530
第3節 消防応援要請	533
第4章 救援救護計画	535
第1節 医療救護活動体制の確立	535
第2節 医療情報の収集・提供	535
第3節 医薬品等の確保	535
第4節 ライフラインの確保	535
第5節 傷病者の搬送体制	535
第6節 保健衛生対策	535
第7節 防疫活動	536
第8節 遺体の処置（遺体安置所の開設）及び埋・火葬	536
第9節 広域応援体制	536
第10節 災害救助法の適用	537
第5章 避難対策	538
第1節 避難指示等	538
第2節 避難場所の開設・運営・閉鎖	539
第3節 他市町村への避難	539
第4節 帰宅困難者対策	539
第5節 応急仮設住宅	539
第6節 住宅の応急修理・障害物の除去	539
第7節 ペット対策	540
第8節 男女双方の視点、ジェンダー平等に配慮した生活環境の確保	540
第6章 警備等対策	541
第1節 陸上警備救助活動	541
第2節 海上警備救助活動	541
第3部 災害種別対策計画	542

第1章 船舶海難及び油等流出海上災害対策	544
第1節 災害予防	546
第2節 災害時の応急活動計画	547
第2章 航空災害対策	556
第1節 災害予防	558
第2節 災害時の応急活動計画	558
第3章 鉄道災害対策	563
第1節 災害予防	563
第2節 災害時の応急活動計画	564
第4章 道路災害対策	577
第1節 災害予防	577
第2節 災害時の応急活動計画	578
第5章 放射性物質災害対策	583
第1節 災害予防	584
第2節 災害時の応急活動計画	587
第3節 災害復旧	592
第6章 危険物等災害対策	594
第1節 災害予防	594
第2節 災害時の応急活動計画	595
第3節 消防局における応急対策	597
第7章 中高層建築物・地下階災害対策	604
第1節 災害予防	604
第2節 災害時の応急活動計画	606
第8章 大規模火災対策	610
第1節 災害予防	610
第2節 災害時の応急活動計画	612
第9章 大規模断水対策	614
第1節 災害予防	614
第2節 災害時の応急活動計画	614
第10章 大規模情報通信災害対策	617
第1節 災害予防	617
第2節 災害時の応急活動計画	617
第11章 大規模停電対策	621
第1節 災害予防	621
第2節 災害時の応急活動計画	621
第12章 その他の災害に共通する対策	623

第1節 災害応急対策への備え	623
第2節 災害発生直前の対策	624
第3節 災害時の応急活動計画	624
第4節 活動体制の確立	625
第5節 応急対策	626
第4部 災害復旧・復興対策計画	633

索引・用語集	巻末
---------------------	-----------
